

岡山県からの入漁に係る広島県漁業調整規則第11条の
規定に基づく制限措置などの公示について

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第70条及び広島県漁業調整規則（令和2年広島県規則第67号。以下「規則」という。）第4条第1項に掲げる漁業のうち、広島・岡山連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定に係る漁業につき、規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置及び申請期間等を次のように定める。

令和8年2月4日

広島県知事 横田美香

1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

(1) 小型機船底びき網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶の隻数	漁業を営む者の資格
あみこぎ網漁業	福山市地先海面（ただし、福山市鞆町と沼隈町の境界以東の海面）	11月1日から翌年1月31日まで	— ※1	5トン未満	50	広島・岡山連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者（以下「入漁協定参加者」という。）であって、岡山県において同様の漁業の許可を受けて営む者に限る。

※1 令和2年農林水産省告示第2230号の規定により48キロワット（15馬力）以下

(2) さわら流し刺し網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の隻数	漁業を営む者の資格
さわら流し刺し網漁業	福山市地先海面（ただし、福山市内海町田島地先以東の海面）	4月20日から6月20日まで	定めない	定めない	13	入漁協定参加者であって、岡山県において同様の漁業の許可を受けて営む者に限る。

(3) 刺し網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
一枚建刺し網漁業	福山市地先海面（ただし、福山市内海町田島地先以東の海面）	7月1日から9月30日まで	定めない	定めない	16	入漁協定参加者であって、岡山県において同様の漁業の許可を受けて営む者に限る。

(4) はえなわ漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
あなごはえなわ漁業	福山市仙酔島東端から真南 (180°) の線より以東の広島県海面	1月1日から12月31日まで (7、8月を除く)	定めない	5トン以上	10	入漁協定参加者であって、岡山県において同様の漁業の許可を受けて営む者に限る。

(5) ほこ突によるなまこ漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	許可すべき漁業者の数	漁業を営む者の資格
ほこ突によるなまこ漁業	福山市袴島・宇治島・走島(南側)地先海面	1月1日から12月31日まで	16	入漁協定参加者であって、岡山県において同様の漁業の許可を受けて営む者に限る。

2 許認可を申請すべき期間

公示の日から令和9年3月31日まで

3 条件

(1) あみこぎ網漁業

- ア つぼ網の身網及び道網の周囲150メートルの区域内においては、操業してはならない。
- イ のり養殖施設から100メートルの区域内においては操業してはならない。
- ウ 袋網の目合は、140絃よりも荒いものを使用してはならない。
- エ 午後7時から午前5時までの間は操業してはならない。

(2) さわら流し刺し網漁業

- ア 網丈は、25メートル以内でなければならない。
- イ 網目は、9.09センチメートル(3寸)より荒く、13.03センチメートル(4寸3分)より細かくなければならない。
- ウ 網(浮子方)は、水面下5メートル以深に敷設しなければならない。
- エ 網の長さは、600メートルを超えてはならない。
- オ 4月20日から6月15日までの期間内に、つぼ網漁業を内容とする第2種共同漁業権区域内で操業する場合は、当該漁業権者の同意を書面によって得、操業中これを船内に備えなければならない。
- カ 午前5時から午後6時までの間は、操業してはならない。

(3) 一枚建刺し網漁業

- ア 網丈は、3メートル以内でなければならない。
- イ 「たたき」等狩る行為をしてはならない。
- ウ 網の両端に標識を掲げなければならない。
- エ 漁具の敷設中は周辺海域に待機し、見張りを実施すること。
- オ 網の長さは、1隻につき2,000メートル以内とする。ただし、がざみ類の採捕を目的として操業する場合は、網の長さは1,200メートルを超えてはならない。
- カ 次の表のア欄に掲げる網目の大きさの漁具については、イ欄に掲げる操業時間以外は操業してはならない。

ア 網目の大きさ	イ 操業時間
9節(3.8センチメートル)より荒く、4寸(12.1センチメートル)より細かいもの	午後3時から午前0時まで(15時から24時まで)
4寸(12.1センチメートル)以上のもの	午前4時から午後0時まで(4時から12時まで)

4 その他

この公示に係る許可の有効期間は、令和8年4月1日又は許可の日のうちいづれか遅い日から、令和8年度の漁業時期の末日又は令和9年3月31日のうちいづれか早い日までとする。